

平成29年度

三本木スマートインターチェンジ
地区協議会 議案書



平成21年 9月18日 開通式

三本木スマートインターチェンジ地区協議会

平成29年度
三本木スマートインターチェンジ地区協議会

次 第

1. 開 会
2. 会 長 挨 拶
3. 議 事

報告第1号 平成28年度活動及び取り組み報告について

議案第1号 平成29年度の取り組み（案）について

そ の 他 別紙資料

1. これまでの経過について
2. その後の対策について
3. アンケート調査結果について
4. これからの方針について

4. そ の 他
5. 閉 会

平成28年度活動及び取り組み報告について

年 月 日	活 動 内 容
平成28年 6月下旬 ～7月下旬	スマートIC簡易案内看板修繕 18ヶ所（大崎市施行）
平成28年 9月中旬 ～9月下旬	アクセス道の修繕（市道蟻ヶ袋線 大崎市施行）
平成28年10月26日	第1回事務局会議 【大崎市役所 三本木総合支所2階 会議室】
平成28年11月12日 13日	整備効果検証に伴うアンケート調査実施（大崎市委託業務） ○観光の活性化 対象：三本木道の駅来場者（12日通常時，13日秋祭り開催）
平成28年11月中旬	HPや広報誌等を活用したPR活動の依頼
平成28年12月下旬	整備効果検証に伴うWebアンケート調査実施（大崎市委託業務） ○観光の活性化
平成29年 2月16日	第2回事務局会議 【大崎市役所 三本木総合支所2階 会議室】
平成29年 3月15日	平成28年度三本木スマートインターチェンジ地区協議会 （書面による議決）

—メモ—

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

平成 29 年度取り組み（案）について

三本木スマートインターチェンジ（以下、「スマート IC」という）の利用促進等を図るため、下記の取り組みを行う。

(1) スマート IC 周辺住民・周辺企業の利用状況等の把握

「周辺住民の利便性向上」「産業活性化」のフォローアップとして、スマート IC 周辺の住民・企業に対してヒアリング調査等を実施し、その利用実態や利用意向、利用を促進するための課題等を把握する。

(2) 利活用方針（案）の作成

今年度実施する「周辺住民の利便性向上」・「産業活性化」のヒアリング調査等及び昨年度行った「観光活性化」のアンケート調査等から三本木スマート IC 利活用方針（案）を作成する。

(3) 委員及び関係機関と連携した PR 活動

ホームページ等を利用したスマート IC の PR 活動を行う。

(4) スマート IC アクセス道の維持管理

スマート IC 利用者が安心して通行できるよう周辺道路や案内看板の点検を行い、不具合ヶ所については、道路管理者等へ周知し、改善するよう調整する。

その他 別紙資料

1. これまでの経過について
2. その後の対策について
3. アンケート調査結果について
4. これからの方針について

三本木スマートインターチェンジ地区協議会 委員名簿

	所 属 機 関 名	委 員	備 考
1	国土交通省東北地方整備局 道路課 道路計画第二課長	赤 森 充	
2	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所長	松 居 茂 久	
3	東日本高速道路株式会社 東北支社 総合企画部 総合企画課長	白 鳥 一 也	
4	東日本高速道路株式会社 東北支社 管理事業部 管理事業統括課長	八木澤 秀 行	
5	東日本高速道路株式会社 東北支社 仙台管理事務所長	神 宮 健	
6	宮城県警察本部 交通部 交通規制課長	西 舘 禎	
7	宮城県警察本部 高速道路交通警察隊長	青 沼 信 之	
8	宮城県古川警察署長	平 宗 徳	
9	宮城県土木部 道路課長	菅 野 洋 一	
10	宮城県北部土木事務所長	橋 本 喜 次	
11	色麻町長	早 坂 利 悦	
12	加美町長	猪 股 洋 文	
13	涌谷町長	大 橋 信 夫	
14	美里町長	相 澤 清 一	
15	大崎市長	伊 藤 康 志	
16	大崎商工会 三本木支所支部長	手代木 悟	
17	公益社団法人 宮城県トラック協会 大崎支部長	千 葉 孝 男	
18	株式会社 大崎市三本木振興公社 代表取締役	工 藤 光 男	
19	三本木企業協議会長	尾 出 利 男	
20	三本木まちづくり協議会長	森 毅	
21	三本木区長会長	寺 岡 清 光	

三本木スマートインターチェンジ地区協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「三本木スマートインターチェンジ地区協議会」（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、三本木スマートインターチェンジ（以下「三本木スマートIC」という。）の設置・管理・運営等について、必要な検討、調整を行うことを目的とする。

(事業内容)

第3条 協議会は第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 三本木スマートICの設置に係る次の項目の検討及び調整を行う。

- ① 三本木スマートICの社会便益に関すること。
- ② 三本木スマートIC及び周辺道路の安全性に関すること。
- ③ 三本木スマートICの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関すること。
- ④ 三本木スマートICの構造及び整備方法に関すること。
- ⑤ 三本木スマートICの管理・運営方法に関すること。
- ⑥ 広域的な検討結果の反映に関すること。
- ⑦ その他三本木スマートICを設置・管理・運営する上で必要な事項に関すること。

(2) 協議会は、三本木スマートICの供用開始後の社会便益・安全性・利用交通量・管理・運営形態等について、定期的にフォローアップし、必要に応じ見直しを行う。

(3) その他、目的達成に必要な事業

(構成)

第4条 協議会は、別紙の委員により構成する。

(会長及び職務代理者)

第5条 協議会に会長を置く

2. 会長は、大崎市長をもって充てる。
3. 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
4. 会長が出席できないときは、会長が指名した者がその職務を代理する。

(協議会)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2. 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
3. 協議会の会議は、出席委員及び代理出席委員の過半数の出席をもって成立する。
4. 協議会の議事は、出席委員及び代理出席委員の合議で決する。
5. 会長が必要と認める場合は、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。
6. 協議会の会議は、原則非公開とし、委員の承認を得て、会議資料及び会議録を公表することができる。

(事務局)

第7条 協議会には、協議会の運営事務を行う事務局を設置するものとし大崎市建設部都市計画課に置く。

(軽微な議事に関する扱い)

第8条 軽微な議事については、書面により表決を得ることにより、会議の決議に代えることができる。

(規約の改正)

第9条 本規約を改正する必要があるときは、協議会の決によりこれを行うものとする。

(解散)

第10条 協議会は、三本木スマートICが運営される限り存続する。

(補則)

第11条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は協議会が別に定める。

附則

この規約は、平成21年2月5日から適用する。

附則

この規約は、平成28年1月21日より適用する。